

諸外国の先使用権制度概要 比較表 (1／3)

設 問		1. 先に調査が行われている国のフォローアップ								2. その他調査対象国群 1 に属する国の詳細								
		「1」	「2」	「3」	「4」	「5」	「6」	「7」	「8」	「1」	「2」	「3」	「4」	「5」	「6」	「7」	「8」	
		中国	韓国	台湾	ドイツ	フランス	英国	米国	日本	ブラジル	メキシコ	スイス	ギリシャ	イタリア	ノルウェー	ロシア	オーストラリア	
		CN	KR	TW	DE	FR	GB	US	JP	BR	MX	CH	GR	IT	NO	RU	AU	
制度の有無	先使用権制度又は類似の制度があるか	○	○	○	○	○	○	○ (ビジネスモデル特許のみ)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
要件	特許権に係る発明者から発明を知得していた場合にも先使用権は認められ得るか	○ (合法的手段で取得した場合)	×	○ (発明者が自己の権利を留保した場合×)	○ (発明者が自己の権利を留保した場合×)	○ (善意で取得した場合)	－	×	×	×	×	○ (善意で知得、実施した場合)	×	－	△	×	×	
	実施又は実施の準備が先使用権の要件となっているか	○	○	○	○	発明の所有	○	実施のみ	○	実施のみ	○	○	○	実施のみ	○	○	○	
	実施又は実施の準備を国内に限定しているか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	－	○	○	○	○	
先使用権が認められる範囲	先使用権の対象となる実施行為は何か (実施行為全般か一部か)		製造/使用 (製造等と一体として行われる販売等は可)	全般 (×輸出)	製造/使用 (製造等と一体として行われる販売等は可)	全般	全般	全般	ビジネス方法の実施のみ	全般	全般	製造/使用	全般	全般	全般	全般	全般	
	他社の出願後、実施規模の拡大、実施行為・形式の変更が認められるか	実施規模 (生産規模等)の拡大	×	△ (事業目的の範囲内)	△ (出願前の事業規模)	○	○	○	－	△ (事業の目的の範囲内)	△	－	○	－	×	△	－	○
		実施行為 (製造、販売、輸出入)の変更	×	－	×	△ (製造を行っていた場合)	○	×	－	×	×	－	△ (製造を行っていた場合)	－	－	×	－	○
		実施形式の変更	△	－	△	△ (発明思想の範囲内)	△	△	－	△ (同一性を失わない範囲内)	×	－	△ (発明の範囲内)	△ (事業の必要性の範囲内)	－	△	－	×
	先使用権は移転し得るか (事業譲渡する場合等)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○ (先使用権単独の移転も可)
立証手段	公証サービスが提供されているか	○	○	○	×	○ ／ ソロー封筒	○	－	○	○	○	○	○	－	○	－	×	
	タイムスタンプサービスが提供されているか	○	○	×	×	－	○	－	○	－	－	○	○	－	－	－	×	

凡例 ○:該当する ×:該当しない △:具体的なケースにより異なる ー:不明
(※ 詳細については報告書本文をご確認下さい。)

諸外国の先使用権制度概要 比較表 (2/3)

設 問			3. 調査対象国群 2 に属する国の詳細														
			「1」	「2」	「3」	「4」	「5」	「6」	「7」	「8」	「9」	「10」	「11」	「12」	「13」	「14」	「15」
			エジプト	香港	インドネシア	イスラエル	マレーシア	フィリピン	パキスタン	シンガポール	タイ	ベトナム	ペルー	オーストリア	ベルギー	ペラルーシ	デンマーク
			EG	HK	ID	IL	MY	PH	PK	SG	TH	VN	PE	AT	BE	BY	DK
制度の有無	先使用権制度又は類似の制度があるか		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	要件	特許権に係る発明者から発明を知得していた場合にも先使用権は認められ得るか		×	○ (善意で行った場合)	×	×	×	×	×	—	×	×	×	○ (善意で知得した場合)	○	×
実施又は実施の準備が先使用権の要件となっているか		○	○	実施のみ	○	○	○	○	○	○ (準備は装置の取得が要件)	○	○	○	使用/所有	○	○	
実施又は実施の準備を国内に限定しているか		○	○	—	○	○	○	×	○	○	—	—	○	○	○	○	○
先使用権が認められる範囲	先使用権の対象となる実施行為は何か (実施行為全般か一部か)		製造/使用のみ	全般	— (×輸出、輸入)	全般 (×輸出)	製造/使用のみ	全般	全般	全般 (×輸出)	製造/使用のみ	全般	全般 (×輸出)	全般 (×輸出)	全般 (×輸出)	—	全般
	他社の出願後、実施規模の拡大、実施行為・形式の変更が認められるか	実施規模 (生産規模等)の拡大	×	○ (実施地域の変更は可)	△	△	—	—	△ (事業の目的の範囲内)	—	—	×	○	○	—	—	○
		実施行為 (製造、販売、輸出入)の変更	×	○	○	—	—	—	○	—	—	×	○	○	○	—	×
		実施形式の変更	×	○	—	△	△	—	△	—	—	△	△	△	—	—	×
	先使用権は移転し得るか (事業譲渡する場合等)		○	○ (先使用権単独の移転も可)	×	○ (相続のみ)	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○
立証手段	公証サービスが提供されているか		—	○	—	×	○	○	○	×	×	○	○	○	○	—	×
	タイムスタンプサービスが提供されているか		—	—	—	×	—	—	×	×	—	×	—	—	—	—	—

凡例 ○:該当する ×:該当しない △:具体的なケースにより異なる —:不明
(※ 詳細については報告書本文をご確認下さい。)

諸外国の先使用権制度概要 比較表 (3/3)

設 問			3. 調査対象国群2に属する国の詳細										4. 先使用権制度を持たない国				
			「16」	「17」	「18」	「19」	「20」	「21」	「22」	「23」	「24」	「25」	「1」	「2」	「3」	「4」	「5」
			クロアチア	ハンガリー	カザフスタン	スペイン	フィンランド	オランダ	ポーランド	スウェーデン	トルコ	ウクライナ	インド	カナダ	ニュージーランド	チリ	南アフリカ
			HR	HU	KZ	ES	FI	NL	PL	SE	TR	UA	IN	CA	NZ	CL	ZA
制度の有無	先使用権制度又は類似の制度があるか		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×
	要件	特許権に係る発明者から発明を知得していた場合にも先使用権は認められ得るか	×	×	×	×	—	×	×	×	×	—					
		実施又は実施の準備が先使用権の要件となっているか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
		実施又は実施の準備を国内に限定しているか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—					
先使用権が認められる範囲	先使用権の対象となる実施行為は何か (実施行為全般か一部か)		—	製造/使用のみ	—	全般	—	全般 (×輸出)	全般	全般	全般	—					
	他社の出願後、実施規模の拡大、実施行為・形式の変更が認められるか	実施規模 (生産規模等)の拡大	—	—	—	○	—	△	△	○	—	—					
		実施行為 (製造、販売、輸出入)の変更	△	—	—	○	—	○ (製造→輸入のみ)	△	×	—	—					
		実施形式の変更	△	—	—	△	—	△	△	△	—	—					
	先使用権は移転し得るか (事業譲渡する場合等)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
立証手段	公証サービスが提供されているか		○	○	—	○	—	○	○	×	○	—					
	タイムスタンプサービスが提供されているか		—	—	—	—	—	—	—	×	—	—					

凡例 ○:該当する ×:該当しない △:具体的なケースにより異なる —:不明
(※ 詳細については報告書本文をご確認下さい。)